

## 学校運営協議会

会長(学識経験者)、副会長(区長会・地域づくり代表)

委員(民生児童委員代表、青少年育成代表、PTA 会長・副会長、地域代表、校長)

学校職員(教頭、教務主任、生徒指導主事、事務主任)

地域支援部会	学校支援部会	学校評価部会
<p>◎児童の健全育成、安全、防災に関する活動</p> <p>☆区長会・地域づくり代表、青少年育成代表、生徒指導主事</p>	<p>◎教育活動への保護者、地域人材等の参画促進に関する活動</p> <p>☆PTA 会長・副会長、民生児童委員代表、地域代表、教頭、事務主任</p>	<p>◎教育活動の評価、改善、充実に関する活動</p> <p>☆学識経験者、地域代表、校長、教務主任</p>
<p>①安全・安心支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校の見守り</li> </ul> <p>②地域行事、ボランティアへの参加支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいラジオ体操</li> <li>・<u>校区ふれあい運動会</u></li> </ul> <p>③健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動</li> <li>・情報モラル</li> </ul>	<p>①学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲスト・ティーチャー ・クラブ講師</li> <li>・出前授業、校外学習コーディネート</li> <li>・学習相談 ・読み聞かせ ・ICT支援</li> </ul> <p>②行事支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米作り ・学校行事支援 ・<u>参観日の託児</u></li> </ul> <p>③環境整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈り ・樹木の剪定 ・花壇の世話</li> <li>・学校図書館環境整備</li> <li>・修繕(<u>本の修理、遊具のペンキ塗り 等</u>)</li> </ul>	<p>①教育活動の参観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業、学校行事等の参観</li> </ul> <p>②学校関係者評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教職員、保護者による自己評価に対する評価</li> </ul>

# 輪之内町立仁木小学校 コミュニティ・スクール ビジョンシート

仁木小学校運営協議会

## めざす学校・地域・家庭像

- ～変化の激しい社会を、人と協働しながら、自分に自信をもってたくましく生き抜く力を付けるために～
- 子どもの笑顔、自信とやる気のある学校＝今日が満足で、明日が楽しい学校
  - 地域住民総掛かりで心豊かな子どもを育てる、安全・安心な地域
  - 子どもに“自分は大切にされている”という実感を味わわせ、基本的な生活習慣と躰を身に付けさせることができる温かい家庭

## 学校運営協議会の取組

### 3部会制

- 地域支援部会…児童の健全育成、安全、防災に関する活動
  - ①安全・安心支援 ②地域行事、ボランティアへの参加支援 ③健全育成
- 学校支援部会…教育活動への保護者、地域人材等の参画促進に関する活動
  - ①学習支援 ②行事支援 ③環境整備支援
- 学校評価部会…教育活動の評価、改善、充実に関する活動
  - ①教育活動の参観 ②学校関係者評価

## 高めたいよさ・克服したい課題

- <学校> (○:よさ ●:課題 →:手立て)
- やさしさ・思いやり → 協働する活動
  - 自己肯定感 → 褒める指導、「やればできる」
  - 主体性 → 魅力ある授業、「やってみよう」  
本物体験、ゲストティーチャー

- <地域・家庭>
- 地域行事、見守り → より活性化、充実
  - あいさつ → 各団体等で共通指導
  - 学校への関心 → スクール・サポーター登録、広報活動
  - 家庭教育 → PTA活動による啓発

## 学校・地域・家庭の実態

- <学校の実態> (○:よさ ●:課題)
- 歴史と伝統があり、静かで落ち着いて学べる環境にある
  - 児童数が年々減少し、全学年単学級である
- <児童の実態>
- やさしく思いやりがあり、素直で人懐こい
  - 言われたことには、まじめに取り組む
  - 地域行事に積極的に参加している
  - 自己肯定感が低く、主体性に欠ける
  - 切磋琢磨する機会が少なく、より高い目標に向かって粘り強く取り組もうとする意欲が低い
  - 指導が難しい児童が増加している

- <地域の実態>
- 地域行事等の受入環境が整っている
  - 見守り隊が組織され、児童の安全な登下校ができる
  - 地域での児童のあいさつが活発ではない
  - 子どもや孫が在籍していないと、学校への関心が低い

- <家庭の実態>
- 保護者は、学校の教育活動に協力的である
  - 朝ご飯は、ほとんどの児童が食べている
  - 家庭学習や読書の習慣があまり身に付いていない

(別紙)

## 学校運営協議会運営計画書

### 1 設置の趣旨・目的

変化の激しい社会を、人と協働しながら、自分に自信をもってたくましく生き抜く力を育成することを目指し、子どもの笑顔、自信とやる気のある学校教育の充実を図るとともに、学力向上やいじめ、不登校の未然防止などを自ら切実な問題として受け止め、生活習慣の改善や社会性、思いやりの心といった豊かな心の育成に積極的に取り組む家庭教育及び地域教育を推進する。

### 2 活動計画の概要

年	月	主な協議内容・活動
3 1 年度	4	第 1 回学校運営協議会 ・ 学校運営協議会委員の委嘱、学校の教育課程の説明と承認
	6	第 1 回三部会（地域支援部会、学校支援部会、学校評価部会） ・ 年間活動計画の確認、各部会委員の役割分担
	8	第 2 回三部会（地域支援部会、学校支援部会、学校評価部会） ・ 年間活動計画の進捗状況の確認と各活動の見直し
	1 0	第 2 回学校運営協議会 ・ 学校の前期教育活動の報告、三部会の活動報告、改善への協議
	1 2	第 3 回三部会（地域支援部会、学校支援部会、学校評価部会） ・ 年間活動計画の進捗状況の確認と各活動の見直し
	3	第 3 回学校運営協議会 ・ 学校の後期教育活動の報告、三部会の活動報告、次年度への協議
年度		
年度		

様式第3号（第5条関係）

学校運営協議会委員推薦書（案）

平成31年3月1日

輪之内町教育委員会 様

輪之内町立仁木小学校

校長 長屋 英人 印

下記のとおり、本校の31年度の学校運営協議会委員を推薦します。

記

氏名	性別	年齢	所属・役職等	推薦理由
黒田 末記	男			学識経験者
近藤 幾雄	男			仁木地区区長会長・地域づくり代表
片山 香予	女			仁木地区民生児童委員地域代表
伊藤 浩二	男			仁木地区青少年育成推進員地域代表
森島 鉄雄	男			仁木小学校PTA会長
菱田まどか	女			仁木小学校PTA副会長
近藤 敦子	女			地域代表（主任児童委員）
加藤 智治	男			地域代表（元教育委員会参事）
長屋 英人	男			仁木小学校校長

## 輪之内町立仁木小学校運営協議会会則（案）

### （趣旨）

第1条 本会則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6及び輪之内町立学校における学校運営協議会設置等に関する規則（平成30年輪之内町教育委員会規則第1号）（以下「規則」という。）に基づき、輪之内町教育委員会が学校運営協議会を設置する学校として指定した輪之内町立仁木小学校に設置される輪之内町立仁木小学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### （設置趣旨）

第2条 協議会は、保護者及び地域の住民等（以下「地域住民等」という。）が、輪之内町立仁木小学校（以下「学校」という。）の運営に積極的に参画することにより、その意向を学校運営に反映し、児童の健全育成と一層地域に開かれた信頼された学校づくりを目指すものとする。

### （委員の構成等）

第3条 協議会は、規則に基づき、輪之内町教育委員会が任命した委員で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるものから構成する。

（1）地域住民代表

- ・ 仁木地区区長代表1名、民生委員児童委員代表1名、青少年育成推進員代表1名、その他児童生徒の健全育成に携わる地域住民

（2）保護者代表

- ・ PTA会長1名、副会長1名

（3）学校代表

- ・ 校長1名

（4）学識経験者

（5）その他若干名

- ・ 協議会が適当と認める者

3 協議会には、会長、副会長、事務局長、副事務局長、各1名を置く。

4 会長、副会長、事務局長は委員の互選により選出し、副事務局長は校長が務める。

5 会長は、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 事務局長は、協議会の運営に関わる庶務・経理事務を担当する。

8 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 委員の定数は10名以内とする。

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員の欠員により新たに任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （守秘義務）

第5条 委員は、児童等の個人情報の保護に努め、協議会の活動で知り得た個人情報を漏らしてはならない。退任した後も、同様とする。

2 前項に定めるものの他、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び設置校の運営に支障をきたす行動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動に不当に利用すること。
- (3) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(協議会の承認事項等)

第6条 協議会は、次に掲げる事項について、校長が作成した年度の方針等を協議する。

- (1) 学校の教育目標及び学校方針等に関すること。
- (2) 学校の教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校行事の計画に関すること。
- (4) 施設の管理及び設備等の整備に関すること。
- (5) その他、校長が第2条の趣旨の達成に必要と認める事項に関すること。

(運営等に関する意見の申し出)

第7条 協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べる  
ことができる。

(協議会の活動)

第8条 協議会は、学校の運営に関する次に掲げる活動を行う。

- (1) 学校の運営についての地域住民等の理解、協力、参画等を促進する活動
- (2) 協議会の活動状況に関する情報の積極的な発信及び地域住民等の意見要望等の把握とその反映
- (3) 学校の運営に関する状況の点検と評価
- (4) 各項目の規定するものの他、第2条の目的を達成するために必要な活動

(組織、活動等の説明及び公表)

第9条 協議会は、その組織や活動について、地域住民等に対して説明及び公表に努めるものとする。

(会議)

第10条 会長は、校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事を主宰する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、学校職員その他の者に会議への出席を求め、報告、説明及び意見を求めることができる。
- 6 会長は、協議会の開催日時及び場所、出席者、審議事項及びその他の事項について会議録を作り、保管しなければならない。

(会議の公開)

第11条 協議会の会議は公表する。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- 4 傍聴人には、第5条第1項の規定を適用する。

(部会)

第12条 協議会に、地域支援部会、学校支援部会、学校評価部会を置く。

2 地域支援部会は、児童の地域社会づくりへの参画意欲及び社会性の醸成を目指し、地域の行事

やボランティア活動等への積極的な参加の促進や地域における児童の健全育成、登下校の安全、防災に係る企画・運営を支援するとともに、関係団体等との連絡・調整及び情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。

3 学校支援部会は、児童一人一人の学力の向上と個性の伸長を目指し、学校における学習活動への地域住民等の積極的な参加（ボランティア・スタッフ）の促進や環境整備等の充実に係る企画・運営を支援し、情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。

4 学校評価部会は、学校の教育目標を具現するための教育課程の編成・実施状況及び管理・指導の状況を評価し改善・充実に図り、情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、学校内に置く。

(委任)

第14条 この会則に定めるものの他、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。